

■□■利用料のご案内■□■

介護保険法に基づき、要介護度に応じてお支払い頂く介護保険給付によるサービス費用とご利用の場合のみに加算される介護保険給付外サービスの合計額をご負担頂きます。

■入所利用料金表利用料金表 ※各利用料の負担割合に応じた額をご負担頂きます

[多床室(4人室・2人室)]

(令和7年4月1日現在)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険	基本単位	871円 ～	947円 ～	1,014円 ～	1,072円 ～	1,125円 ～
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円				
	栄養マネジメント強化加算	11円				
	在宅復帰・在宅療養復帰加算(Ⅱ)	51円				
	夜勤職員配置加算	24円				
	初期加算(Ⅱ)	30円				
		その他状況に応じて別途加算請求				
	小計	1,005円 ～	1,081円 ～	1,148円 ～	1,206円 ～	1,259円 ～
自己負担	食費(1日3食分)	1,650円 ※食費について「負担限度額認定」を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。				
	日常生活費(1日)	300円				
	居住費(1日)	500円 ※居住費について「負担限度額認定」を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。				
	特別室(2人部屋)料金(1日)	550円				
		その他状況に応じて別途加算請求				
1日の目安		3,455円 ～	3,531円 ～	3,598円 ～	3,656円 ～	3,709円 ～
月額目安(30日)		103,650円 ～	105,930円 ～	107,940円 ～	109,680円 ～	111,270円 ～

[従来型個室]

(令和7年4月1日現在)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護保険	基本単位	788円 ～	863円 ～	928円 ～	985円 ～	1,040円 ～
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円				
	栄養マネジメント強化加算	11円				
	在宅復帰・在宅療養復帰加算(Ⅱ)	51円				
	夜勤職員配置加算	24円				
	初期加算(Ⅱ)	30円				
		その他状況に応じて別途加算請求				
	小計	922円 ～	997円 ～	1,062円 ～	1,119円 ～	1,174円 ～
自己負担	食費(1日3食分)	1,650円	※食費について「負担限度額認定」を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。			
	日常生活費(1日)	300円				
	居住費(1日)	1,650円	※居住費について「負担限度額認定」を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。			
	特別室(個室)料金(1日)	990円				
		その他状況に応じて別途加算請求				
1日の目安		5,512円 ～	5,587円 ～	5,652円 ～	5,709円 ～	5,764円 ～
月額目安(30日)		165,360円 ～	167,610円 ～	169,560円 ～	171,270円 ～	172,920円 ～

■□■利用料のご案内■□■

■入所利用料金表／1割 ※各利用料の負担割合に応じた額をご負担頂きます

●介護保険適用分加算内訳(必要に応じて別途加算のかかるもの)

(令和7年4月1日現在)

項 目	金 額	内 容
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	200 /日	入所した日から3月以内の実施した日に加算
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	120 /日	入所した日から3月以内の実施した日に加算
若年性認知症入所者受入加算	120 /日	入所後3月以内1週に3日を限度とし、若年性認知症利用者(65歳未満)に対し、個別の担当者を定め入所サービスを行う場合
外泊時費用	362 /日	外泊した場合、初日と最終日を除いて基本料金に変え、外泊時費用として頂く(1月6日間を限度)
試行的外泊費用 (在宅サービスを利用する場合)	800 /日	外泊中に施設が在宅サービスを提供した場合(1月6日間を限度)
ターミナルケア加算	72 /日	死亡日以前31日以上45日以下
	160 /日	死亡日以前4日以上30日以下
	910 /日	死亡日以前2日又は3日
	1900 /日	死亡日
初期加算(Ⅱ)	30 /日	入所した日から起算して30日以内に限り、1日付き所定単位数算定
再入所時栄養連携加算	200 /回	入所者1人につき1回を限度
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450 /回	入所前から入所者の自宅を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うことに加え、活気能の改善目標及び退所後も含めた切れ目のない支援計画を作成した場合
試行的退所時指導加算	400 /回	入所期間が1月を超える入所者が退所する場合において入所者及び家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合
退所時情報提供加算	250 /回	利用者が退所して医療機関に入院する場合、当該医療機関の医師に対して書面(別紙様式13)にて入所者の情報提供を行った場合に加算
入退所前連携加算(Ⅱ)	400 /回	入所者の入所期間が1月を超え、入所者が退所し、居宅サービス等を利用する場合、入所者の退所に先立って入所者が利用を希望する居宅介護支援事業所に対し、入所者の同意を得て、診療状況を示す文章を添えて居宅サービス等に必要な情報を提供し、かつ、当該居宅介護支援事業所と連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行う
訪問看護指示加算	300 /回	入所者1人につき1回を限度
栄養マネジメント強化加算	11 /日	入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならないことを規定
経口移行加算	28 /日	経管により食事を摂取される方について、経口摂取を進めるために医師の指示に基づく栄養管理を行う場合
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90 /月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が施設の利用者に対して口腔衛生の管理を行い、入所者についての口腔内の清掃等の支援について、介護職員へ具体的な技術的助言や指導を行った場合に算定できる加算
療養食加算	6 /食	医師の指示等に基づく食事を提供した場合1回につき6単位を加算(1日に3回を限度)
緊急時治療加算	518 /日	月に3日まで
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	239 /日	肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の憎悪について、投薬・検査・注射・処置等を行った場合に、1回につき連続する7日間、1月に1回を限度として算定
リハビリテーションマネジメント 計画提出料加算(Ⅱ)	33 /月	入所者ごとのリハビリテーション計画書の内容等を入所者およびご家族へ説明し、その情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3 /月	入所者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用する
排泄支援加算(Ⅰ)	10 /月	排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師または医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも6月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用する

項 目	金 額	内 容
自立支援推進加算	300 /月	医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも6月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加する
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40 /回	利用者ごとのA D L 価、栄養状態・口腔機能・認知症所の状態やその他の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出する
安全対策体制加算	20 /回	介護現場における事故の内容、発生防止の取組、発生時の対応、施設のマネジメント等について、施設内において安全管理対策部門を設置し、事故の防止に係る指示や事故が生じた場合の対応について、適切に従業者全員に行き渡るような体制を整備していることが必要である
協力医療機関連携加算(Ⅱ)	5 /月	当施設と医療協力機関との実効性のある連携体制を構築し入所者の急変時等に備えた関係者期間の平時から連携を強化。また会議を月に1回以上開催。
サービス提供体制加算(Ⅱ)	18 /月	介護職員の60%以上が介護福祉士であること
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		各種サービス実施の合計額の7.5%

●その他の料金(保険外分)

(令和7年4月1日現在)

項 目	金 額	内 容
個室利用料	990	テレビ、トイレ、シャワー、応接セット、収納家具等
2人室利用料	550	応接セット、収納家具等
日常生活費	300	石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー等
洗濯利用料	委託	別途洗濯委託業者との契約 133円(税込)/1日
理美容代	1,000	毎月隔週で2回実施日を設定

●負担限度額認定証

(令和7年4月1日現在)

負担段階	内 容	食費/日	居室(個室)/日	居室(多床室)/日
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金の受給者	300	550	0
第2段階	・世帯全員が住民非課税 ・前年の合計所得金額+年金収入80万円以下	390	550	430
第3段階①	・世帯全員が住民非課税 ・前年の合計所得金額+年金収入額80万超～120万以下	650	1,370	430
第3段階②	・世帯全員が住民非課税 ・前年の合計所得金額+年金収入額120万超	1,360	1,370	430
第4段階	・本人非課税者、世帯課税 ・本人課税者	1,650	1,650	500